

痴呆疾患型介護療養施設サービス費及び介護力強化型介護療養施設サービス費の対象となるサービスの範囲

- ① 療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費及び介護力強化型介護療養施設サービス費については、医療保険の診療報酬点数表における入院基本料（院内感染対策及び診療計画に係る費用分を除く。）、夜間勤務等看護加算2b及び療養病棟療養環境加算並びにおむつ代を含むものであること。
- ② 痴呆疾患型介護療養施設サービス費については、従来の医療保険における以下のもの以外の費用を含むものであること。
 - イ 精神科措置入院診療料
 - ロ 精神科専門療法

（2）診療録への記載

指定介護療養型医療施設の入院患者に係る診療録について、医療保険の診療録の様式を用いる場合にあっては、「保険者番号」の欄には介護保険者の番号を、「被保険者証・被保険者手帳」の「記号・番号」の欄には介護保険の被保険者証の番号を、「有効期限」の欄には要介護認定の有効期限を、「被保険者氏名」の欄には要介護状態区分をそれぞれ記載し、「資格取得」、「事業所」及び「保険者」の欄は空白とし、「備考欄」に医療保険に係る保険者番号等の情報を記載すること。緊急時等で医療保険に請求する医療行為等を行った場合には、当該医療行為等に係る記載部分に下線を引くか枠で囲む等により明確に分けられるようにすること。なお、指定介護療養型医療施設の入院患者の診療録については、医療保険適用病床の患者と見分けられること。

（3）所定単位数の算定単位について

指定介護療養型医療施設においては、各類型の介護療養施設サービス費のうち、介護保険適用病床の看護職員等の配置によって1種類を選定し届け出こととする。病棟によって、複数の届出を行うことはできない。なお、1病棟において介護保険適用病床と医療保険適用病床が混在する場合には、当該病棟すべてが介護保険適用病床とみなして、必要な人員を確保していることが必要である。ただし、療養型病床群、介護力強化病棟、老人性痴呆疾患療養病棟が混在している場合には、それぞれの類型毎に1種類を選定して届け出こと。

（4）「病棟」について

- ① 病棟の概念は、病院である医療機関の各病棟における看護体制の一単位をもって病棟として取り扱うものとする。なお、高層建築等の場合には、複数階（原則として二つの階）を一病棟として認めることは差し支えない。
- ② 一病棟当たりの病床数については、効率的な看護管理が行えるか、夜間において看護が適正に行えるか、当該病棟に係る建物等の構造等を考慮した上で、総合的に判断されるものであるが、60床以下とする。ただし、医療保険制度において既に60床を超える病棟として届出が受理されているものについては、この限りでない。

(5) 100床未満の病院の人員基準欠如等による減算の特例について

- ① 医療法（昭和23年法律第205号）上の許可病床数（感染症病床を除く。）が100床未満の病院においては、やむを得ない事情により配置されていた職員数が1割の範囲内で減少した場合の人員基準欠如による所定単位数の減算については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。
 - イ 看護・介護職員の人員基準欠如については、
 - a 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算され、
 - b 1割の範囲内で減少した場合には、その3月後から利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌々月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。
 - ロ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その3月後から利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌々月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。
- ② 医療法上の許可病床数（感染症病床を除く。）が100床未満の病院において、届け出していた看護職員・介護職員の職員配置を満たせなくなった場合のより低い所定単位数の適用（人員基準欠如の場合を除く。）については、①の例によるものとすること。

(6) 看護職員の数の算定について

看護職員の数は、病棟において実際に入院患者の看護に当たっている看護職員の数であり、その算定にあたっては、総婦長（専ら、病院全体の看護管理に従事する者をいう。）、当該医療機関附属の看護学校、助産婦学

校又は准看護学校の専任教員である看護職員、外来勤務、手術室勤務又は中央材料室勤務等の看護職員の数は算入しない。ただし、病棟勤務と外来勤務、手術室勤務、中央材料室勤務、集中治療室勤務等を兼務する場合は、勤務計画表による病棟勤務の時間を比例計算のうえ、看護要員の数に算入することができる。なお、兼務者の時間割比例計算による算入は、兼務者の病棟勤務延時間数を8時間で除して得た数をもって看護要員の人員とする。

(7) 夜勤体制による減算及び加算の特例について

療養型介護療養施設サービス費及び介護力強化型介護療養施設サービス費については、所定単位数及び夜間勤務等看護（I）から（IV）までを算定するための基準を夜勤職員基準において定めている（第五号イ及びロにおいて準用する第二号ロ及びハ）ところであるが、その取扱いについては、以下のとおりとすること。

- ① 夜勤を行う職員の勤務体制については、施設単位ではなく、病棟単位で職員数を届け出ること。
- ② 夜勤を行う職員の数は、1日平均夜勤職員数とする。1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、病棟ごとに設定するものとする。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。
- ③ 月平均夜勤時間数は、各病棟ごとに届出前1月又は4週間の夜勤時間帯における看護職員及び介護職員の延夜勤時間数を夜勤時間帯に勤務した実人員で除して得た数とし、当該月当たりの平均夜勤時間数の直近1月又は直近4週間の実績の平均値によって判断する。なお、届出後においては、当該病棟の直近3月間又は12週間の実績の平均値が条件を満たしていれば差し支えない。
- ④ 専ら夜勤勤務時間帯に勤務する者（以下「夜勤専従者」という。）については、それぞれの月平均夜勤時間数は基準の2倍までは差し支えない。月平均夜勤時間数の算定における実人員及び延夜勤時間数には、夜勤専従者及び月当たりの夜勤時間数が16時間以下の者は除く。ただし、1日平均夜勤職員数の算定においては、全ての夜勤勤務者の夜勤時間数が含まれる。
- ⑤ 1日平均夜勤職員数又は月平均夜勤時間数が以下のいずれかに該当する

月においては、入院患者の全員について、所定単位数が減算される。夜間勤務等看護加算を算定している病院において、届け出ていた夜勤を行う職員数を満たせなくなった場合も同様に取り扱うものとする。

イ 前月において1日平均夜勤職員数が、夜勤職員基準により確保されるべき員数から1割を超えて不足していたこと。

ロ 1日平均夜勤職員数が、夜勤職員基準により確保されるべき員数から1割の範囲内で不足している状況が過去3月間（暦月）継続していたこと。

ハ 前月において月平均夜勤時間数が、夜勤職員基準上の基準時間を1割以上上回っていたこと。

二 月平均夜勤時間数の過去3月間（暦月）の平均が、夜勤職員基準上の基準時間を超えていたこと。

（8）人員基準欠如による所定単位数の減算について

～ 病院である指定介護療養型医療施設の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、職員配置基準第九号イ（2）において規定しているところであるが、具体的な取扱いは以下のとおりであること。

- ① 指定介護療養施設サービスを行う病棟における看護職員又は介護職員の員数が、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「療養型基準」という。）に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、各類型の介護療養施設サービス費の（IV）の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数が算定される。
- ② 介護支援専門員の員数が、療養型基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、各類型の介護療養施設サービス費のうち、看護・介護職員の配置に応じた所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数が算定される。
- ③ 介護支援専門員及び指定介護療養施設サービスを行う病棟における看護・介護職員の員数については療養型基準に定める員数を満たすが、看護婦・看護士の員数の看護職員の必要数に対する割合（以下「正看比率」という。）が2割未満である場合は、各類型の介護療養施設サービス費の（IV）の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。
- ④ 働地に所在する病院であって、介護支援専門員及び指定介護療養施設サービスを行う病棟における看護・介護職員の員数については療養型基準に定める員数を満たし、正看比率も2割以上であるが、医師の員数が療養型

基準に定める員数の6割未満であるもの（医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものに限る。）においては、各類型の介護療養施設サービス費のうち、看護・介護職員の配置に応じた所定単位数から12単位を控除して得た単位数が算定される。

- ⑤ 働地に所在する病院であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出ていない病院又は僻地以外に所在する病院であって、介護支援専門員及び指定介護療養施設サービスを行う病棟における看護・介護職員の員数については療養型基準に定める員数を満たしているが、医師の員数が療養型基準に定める員数の6割未満であるもの（正看比率は問わない）においては、各類型の介護療養施設サービス費の（IV）の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。
- ⑥ なお、介護支援専門員については、平成15年3月31日までの経過措置により、看護に係る計画等の作成に関し経験のある看護職員の配置でよいとされていることから、平成15年3月31日までは、介護支援専門員がないことによって、人員基準欠如による所定単位数の減算が行われることはないものであること。

（9）所定単位数を算定するための施設基準について

療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費、痴呆疾患型介護療養施設サービス費又は介護力強化型介護療養施設サービス費のそれぞれ所定単位数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、次に掲げる基準を満たす必要があること。

- ① 療養型介護療養施設サービス費（施設基準第十一号において準用する施設基準第四号口）
 - イ 看護職員の最少必要数の2割以上が看護婦又は看護士であること。
 - ロ 医師及び介護支援専門員の員数が、いわゆる人員基準欠如になっていないこと。
 - ハ 療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。
 - a 1の病室の病床数が4床以下であること。
 - b 入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートル以上であること。
 - c 隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル（両側に居室がある廊下については、2.7メートル）以上であること。
 - 二 機能訓練室が内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有す